

津市道路路面復旧基準

津市建設部

目 次

目的・定義・一般事項	・ ・ ・ ・ ・ 1
復旧基準	
1 砂利道	・ ・ ・ ・ ・ 2
2 アスファルト舗装道	・ ・ ・ ・ ・ 3
3 コンクリート舗装道	・ ・ ・ ・ ・ 4
4 引込管・排水管	・ ・ ・ ・ ・ 5
5 区画線等	・ ・ ・ ・ ・ 5
6 附則	・ ・ ・ ・ ・ 6
本復旧施工承認申請書	・ ・ ・ ・ ・ 7
路面復旧図等	・ ・ ・ ・ ・ 8

津市道路路面復旧基準

(目的)

第1 この基準は、津市が管理する認定道路・公衆用道路等（以下、「津市道路」という。）の占用許可を受けた者（以下、「道路占用者」という。）が、当該占用の許可に係る水道管、下水道管等の占用物件を設置するため、道路の路面を掘削した場合における道路路面復旧基準を定め、津市道路の安全で良好な状態に保つことを目的とする。

(定義)

第2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- 1 舗装とは、路面がコンクリート又はアスファルトによるもので、本舗装又は仮舗装の二種類とする。
- 2 仮舗装とは、一次復旧若しくは二次復旧で施工した路面工及び路盤工をいう。
- 3 一次復旧とは、掘削した個所について、正当な理由がない限り、原則その日のうちに掘削幅に対し仮舗装を行うこととし、これを一次復旧という。ただし、一次復旧の施工の是非については、当該掘削箇所の交通量、舗装の現状等を勘案し事故の危険等がないと判断される場合はこの限りではない。
- 4 二次復旧とは、一次復旧を施工した後、一定の期間経過後、掘削の影響による不良部分までを再度コンクリートカッターにより切断し、路面掘削を行い路盤整正・転圧のうえ路面工を施工することをいう。
- 5 本復旧とは、仮舗装後適切な養生期間をおき、当該津市道路路面復旧基準により舗装復旧することをいう。
- 6 道路幅員とは、U字溝（蓋の有無に関わらない）、L型側溝を含めた幅員をいう。ただし、道路として使用していない水路等は幅員に含めない。

(一般事項)

第3 道路路面の復旧工事は、次の各号により施工するものとする。

- 1 道路占用者が津市道路を掘削した場合は、自己の負担により速やかに路面の仮舗装及び本復旧を行うとともに、適切な維持管理を行うものとする。
- 2 本復旧は、一次復旧が完了後、適切な養生期間をおき速やかに施工しなければならない。ただし、やむを得ず本復旧を別に施工する場合は、二次復旧を行うとともに、道路管理者へ、申請時に別に定める申請書により届出し、道路管理者の指示を受けなければならない。なお、二次復旧の是非については、当該掘削箇所

の交通量、舗装の現状等を勘案し事故の危険等がないと判断される場合は、この限りでない。

- 3 既存道路に路面標示があるときは、一次復旧及び二次復旧の場合は常温式ペイント等で原形復旧し、本復旧にあたっては、溶着式ペイントで当該津市道路路面復旧基準により復旧するものとする。
- 4 本復旧が完了したとき若しくは前号の二次復旧が完了（工事中は除く）したときは、速やかに道路工事完成届を提出し完了検査を受けなければならない。当該検査において手直し等があった場合は、手直し等が完了した後、再度道路管理者の検査を受け付けなければならない。
- 5 前号の完了検査後、道路管理者が引き継ぐものとする。
- 6 引き継いだ路面の瑕疵担保期間は、次のとおりとする。

本舗装 2年間

仮舗装 本舗装を完了するまでの期間（本舗装後は上記の2年間）

なお、道路占有者は、道路管理者の責めに帰する事由により生じた補修及び損害を除き、上記の期間復旧した路面の瑕疵を補修し、又はその瑕疵によって生じた損害の補償について、その責めを負わなければならない。

- 7 本復旧終了後、原則として3年以内の当該舗装道の掘削は許可しない。ただし、事故、破損、災害その他により緊急を要する場合及び給水の引込等の予測できないものは、申請者において地元調整等を行うことにより許可することができるものとする。
- 8 工事中及び完成後は、路面等を清掃すること。
- 9 切断した旧舗装面と復旧舗装面との間には、成形目地材を用いること。ただし、仮舗装には適用しない。
- 10 品質及び規格等については、アスファルト舗装要綱及びコンクリート舗装要綱によるものとする。ただし、アスファルト舗装要綱及びコンクリート舗装要綱によらない簡易な舗装についてはこの限りでない。
- 11 下水道工事等により移設関連工事が生じる場合は、各占有者において連続して工事着手するよう工程調整を行い、常に現場の安全管理をしなければならない。

（復旧基準）

第4 路面復旧は、原則的に既設断面に準ずるものとし、下記に示す既設路面状況ごとに復旧基準を定める。

1 砂利道

（1）埋戻し

掘削後の埋戻しは、埋坑内の水等を排除し、下層より各層（層厚は原則として20cmごとに、ランマーその他適当な締固め機械で十分締固めること。

埋戻し材料は、切込碎石又は再生骨材（最大粒径40mm以下）若しくは締固め良好な砂を使用すること。ただし、道路管理者と道路占有者が立会等により、掘削土が路床土として適当と認めた場合はこの限りでない。なお、占有物件の基礎については、道路土工指針による。

(2) 路盤工

路盤仕上げ厚は、在来の路盤厚（20cm以上）とし、適切な締固め機械で十分転圧する。また、一層の転圧の厚さは20cm以内とし、路盤材料は下記のとおりとし、それ以外の場合は協議によるものとする。

路 盤	材 料 規 程
上 層 路 盤	粒度調整碎石（M-30）
下 層 路 盤	クラッシャーラン又は再生骨材（最大粒径40mm以下）

(3) 路面工

路面には、実掘削幅の1.5倍に相当する幅に砂利（5mm～25mm）又は碎石（5mm～20mm）を敷きならし後、適切な締固め機械で十分転圧し、仕上げ厚5cm以上とする。

2 アスファルト舗装道

(1) 掘削

舗装の取り壊しは、必要最小限の幅をコンクリートカッターを用い切断し、掘削すること。

(2) 埋戻し及び路盤工

砂利道と同様とする。

(3) 一次復旧

一次復旧は、表層厚を3cm（乗入以外の歩道、行き止まり道路等）又は5cmの加熱混合物（密粒度）で舗装すること。表層厚は、現状の交通量等で適切に判断し施工すること。

(4) 二次復旧

工期が長期にわたる場合或いは第3第2号の場合には、二次復旧を施工するものとし、表層は、原形復旧を原則とし、最低舗装厚は、5cmとする。ただし、当該掘削箇所の交通量、舗装の現状等を勘案し事故の危険等がないと判断される場合（乗入以外の歩道、行き止まり道路等）は、この限りでない。なお、加熱混合物（密粒度）で舗装すること。

(5) 二次復旧によりがたい場合

舗装部分がもともと亀裂が多い等、二次復旧によりがたい場合、道路管理者と協議し別紙「オーバーレイによる路面仮復旧基準」によることができる。

(6) 本復旧

基層については粗粒度、表層については密粒度の加熱混合物により舗装すること。また、舗装厚さは、原形復旧を原則とするが、最低舗装構成としては図1による。

道路幅員4m以下の場合は全幅を、4mを超えるものについては、その中央まで行うこと。ただし、掘削影響部分（掘削幅からそれぞれ30cm）が中央線をまたぐ場合、全幅舗装すること。（図2）

なお、復旧幅に疑義がある場合は、占有者と道路管理者の協議により決定するものとする。

(7) 切削オーバーレイ

既存の舗装構成が基層及び表層により構成されている場合は、二次復旧の時点で、表層及び基層を完成させ適正な養生期間後、道路掘削に伴う路面復旧基準による舗装幅を切削し、オーバーレイを施工するものとする。引込管についても同様とする。

(8) 歩道

舗装復旧については原形復旧を原則とするが、舗装構成としては、乗入部分は表層5cm、路盤20cmとし、また、他の部分は、表層3cm、路盤10cmを最低舗装構成とする。復旧幅等については、前（5）に準ずるものとする。

3 コンクリート舗装

路面復旧については、コンクリート舗装版1枚単位の原形復旧（図4）を原則とする。

なお、アスファルト舗装によりオーバーレイされている場合においては、占有者と道路管理者の協議により、下記の方法等により復旧することができるものとする。

ただし、下記の工法においてコンクリートカッターにより切断後、コンクリート舗装が不安定となった場合は、不安定な部分を撤去若しくは原則により復旧するものとする。

(1) 掘削

舗装の取り壊しは、必要最小限の幅をコンクリートカッターを用い切断し掘削すること。

(2) 埋戻し及び路盤工

砂利道と同様とする。

(3) 一次復旧

一次復旧は、表層厚を 5 c m の加熱混合物（密粒度）で舗装すること。

（４）二次復旧

当該コンクリート及びオーバーレイの厚みについて、基層及び表層により仕上げるものとする。

（５）本復旧

アスファルト舗装の復旧幅を切削し、オーバーレイ（ゴム入りアスファルトを使用）を施工するものとする。

（６）コンクリート舗装要綱によらない構造のものについては、道路管理者との協議による。

４ 引込管・排水管

（１）掘削等

掘削等については、舗装の種別ごとに各項に準じ復旧するものとする。

（２）復旧幅

掘削幅に掘削影響分（片側 3 0 c m ずつ）を再度コンクリートカッターを用い切断し、復旧すること。

（３）引込管を複数施工する場合

本管工事に伴う等の 2 箇所以上の引込管工事を施工する場合は、図 3 により復旧するものとする。

（４）縦断占用

引込管・排水管の縦断占用は原則認めない。やむを得ず認めた場合は、前各項の復旧基準により路面復旧を行うものとする。ただし、個人申請の場合で占用延長 2 0 m 未満又は占用面積 1 0 m² 未満の場合の舗装復旧は、引込管の基準を適用し、2 0 m 以上の占用に係わる舗装復旧については、占用者と道路管理者との協議により決定するものとする。

５ 区画線等

区画線及び道路標示については、次の各号に定めるとおり原則復旧するものとする。ただし、占用者等との協議により道路管理者が、その表示すべてを復旧する必要がないと認める場合はこの限りでない。

区画線等の復旧に関する基準は、下記のとおりとする。

１）車線数が 2 車線（右左折車線を除く）以下の場合（図 5）

舗装復旧延長以上に全車線の区画線等を復旧するものとする。

２）車線数が 2 車線（右左折車線を除く）を超える場合（図 6）

舗装復旧延長以上に 2 車線（右左折車線がある場合はこれを含む）分の区画線等を復旧するものとする。ただし、舗装復旧が 2 車線を超え、中央線を

跨ぐ場合は全車線の区画線等を復旧するものとする。

(検査等)

第5 工事完成届が提出された場合は、下記の基準により道路管理者の検査を受けなければならない。

- (1) 小規模(路面復旧が20㎡以下又は引込管)な場合は、施工写真等により確認検査とすることができる。
- (2) 官庁の工事については、各所管の検査合格書をもって検査とすることができる。
- (3) 民間の場合において、ISO9001による社内検査等の組織が形成されている場合は、その合格書等により確認検査とすることができる。
- (4) 検査基準は、津市建設工事検査基準に基づき、申請者又は申請者の代理人の立会のもと行う。
- (5) 道路占用者等は、施工写真等について、三重県土木工事共通仕様書を参考に現場管理等を行うこと。また、検査員が必要とする書類を提出すること。

(附則)

第6 当該基準は平成17年11月1日より施行する。

ただし、従前の津市道路路面復旧基準により占用許可等を受けたものについては、従前の基準によるものとするが、占用者との協議により新基準によることもできるものとする。

(附則)

当該基準は、平成18年3月6日より施行する。

(附則)

当該基準は、平成28年8月1日より施行する。

ただし、施行日以前の占用許可及び施工承認を受けたものは、なお従前の例による。

基準様式第 1

本 復 旧 施 工 承 認 申 請 書

平成 年 月 日

津 市 長 様

申請者

津市道路路面復旧基準第 3 第 2 号に基づき下記のとおり申請します。

なお、仮舗装の維持管理は適切に行い、交通安全の確保に努め、苦情等が発生した場合は、責任をもって対処しますので承認願います。

記

- 1 本復旧が遅れる理由
- 2 次期関連工事等の予定時期
- 3 本復旧の予定時期
- 4 安全管理の方法
- 5 添付書類
着手から工事完成までの施工計画書等

路面復旧図等

図. 1 最低舗装構成

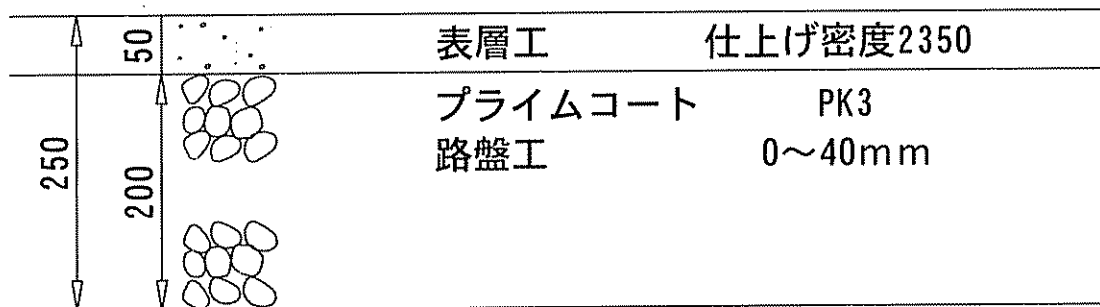
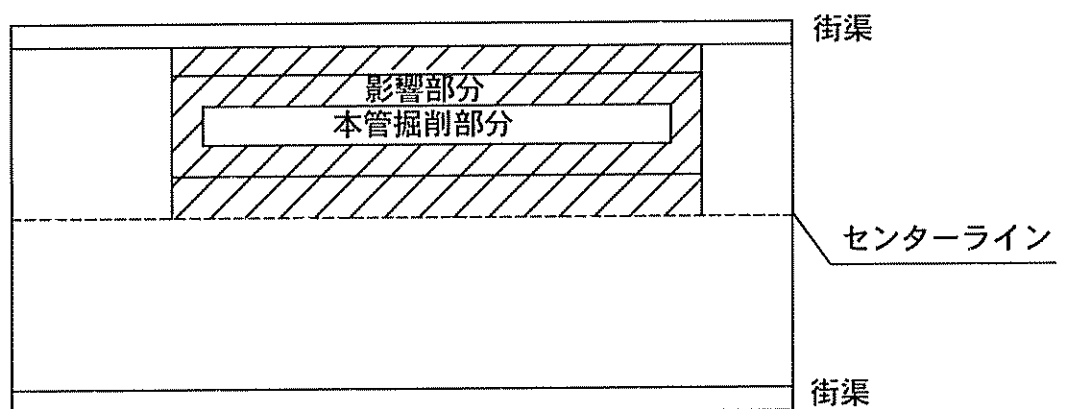
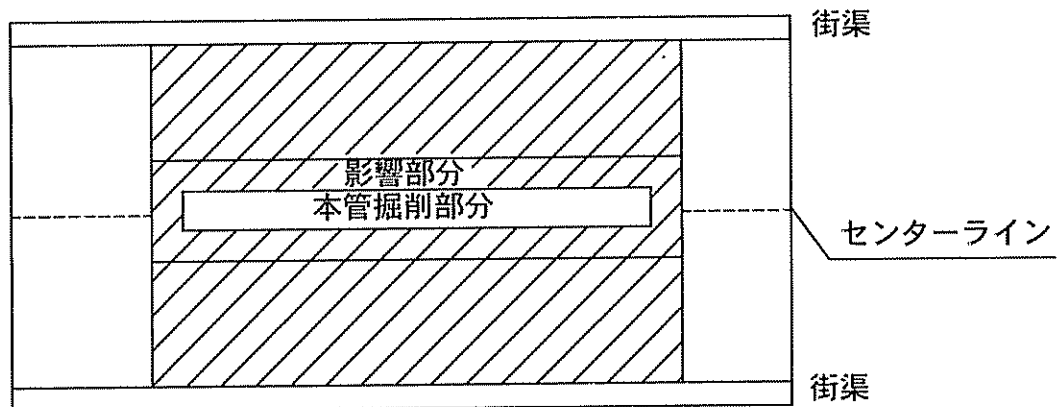


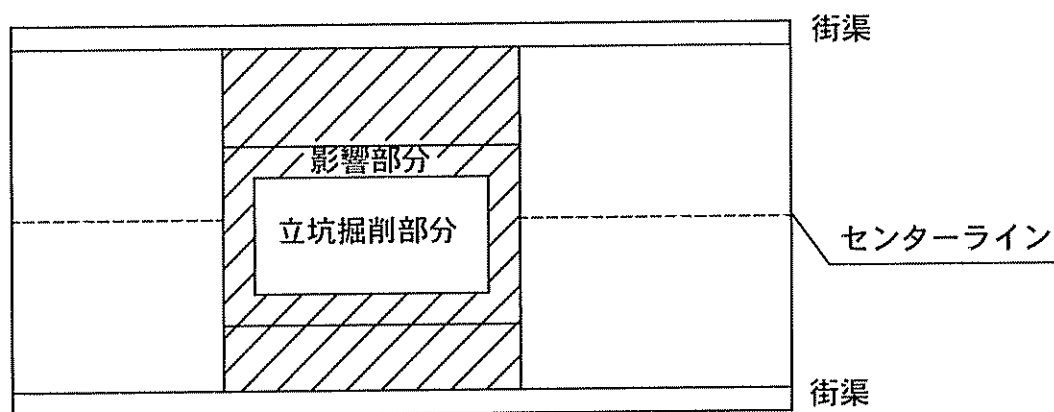
図. 2 復旧幅

【2車線以上の場合】



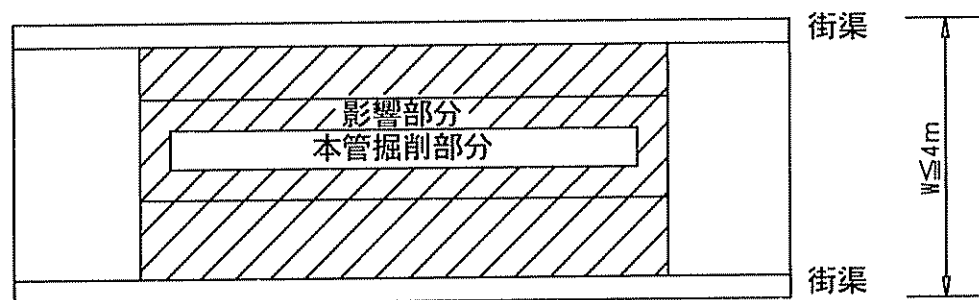


(影響部分が2車線に渡る場合-1)



(影響部分が2車線に渡る場合-2)

【單車線の場合】



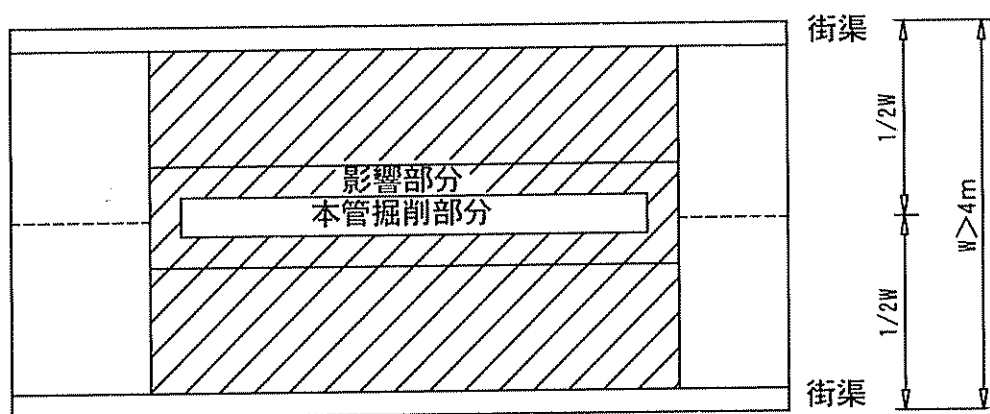
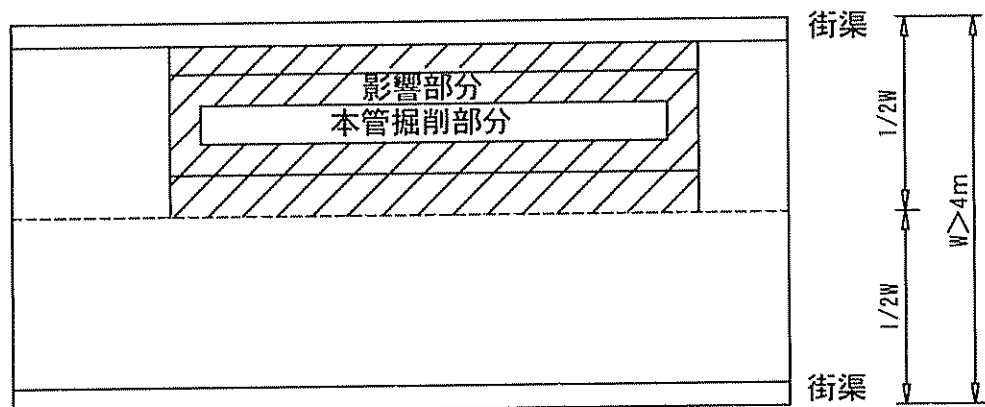


図.3 復旧幅

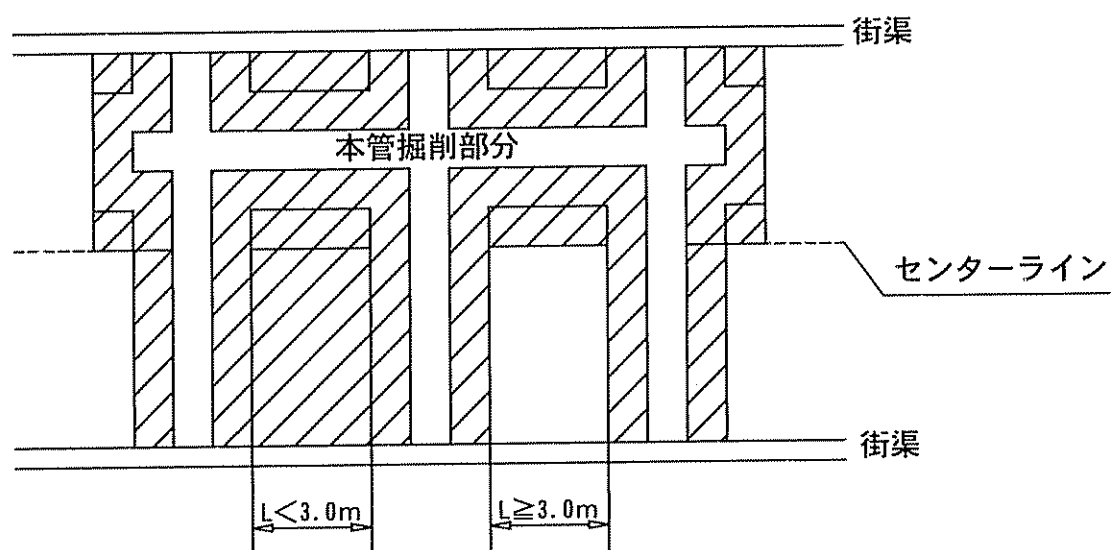
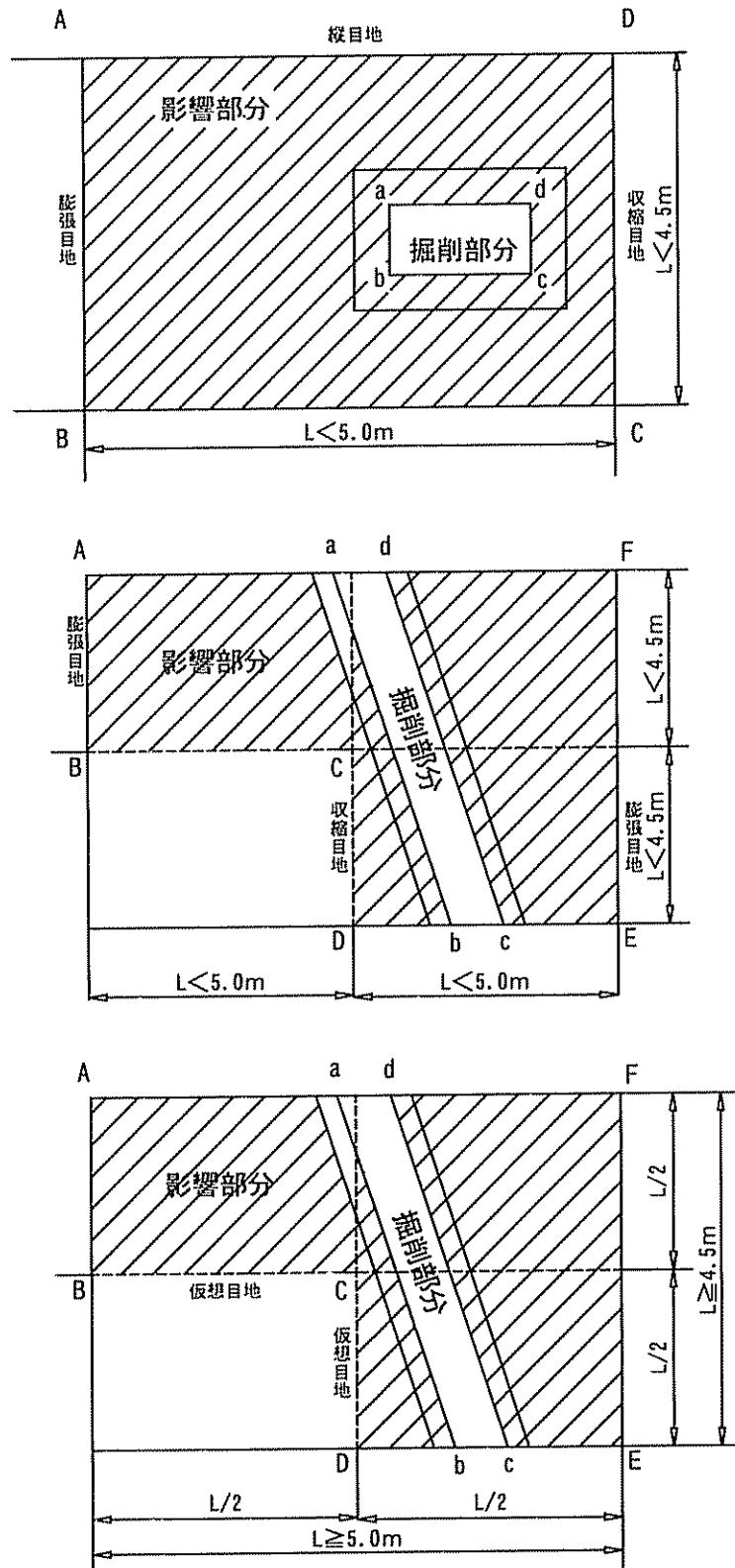


図.4 コンクリート舗装



オーバーレイによる路面仮復旧基準

1 路面工（基礎工及び表層工）

ア 加熱混合材（粗粒度アスコン又は密粒度アスコン）とする。

イ 舗装がもともと亀裂が多く、二次復旧が困難な場合はオーバーレイによって施工すること。

また、オーバーレイによる施工が困難な場合でも極力、細粒などを使用し施工すること。

ウ 路面の仕上げの範囲については、以下のとおりとする。

(1) 道路幅員にかかわらず掘削部分と道路側溝（又は既設道路舗装）までの間の狭い方の幅で復旧するものとする。

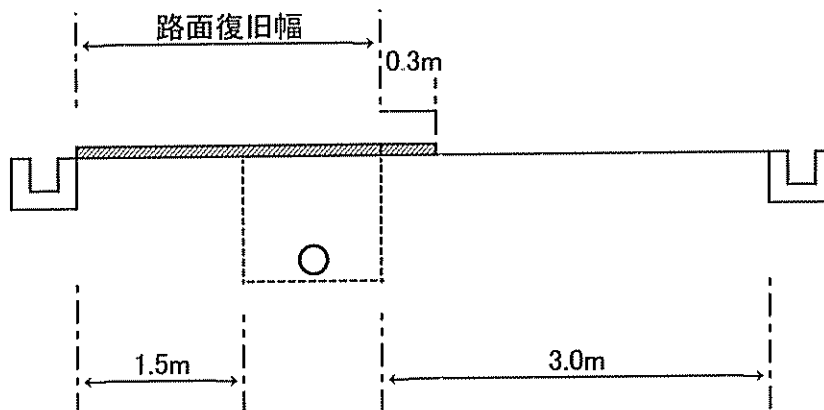
(2) 上記復旧幅が3mを超える場合は、掘削影響部分の片側各1mとする。

(3) 引き込み部分については、掘削影響部分の片側各30cmとする。

（引き込み部分とは占用延長20m、面積10㎡以内とする）

参考図

(1)



(2)

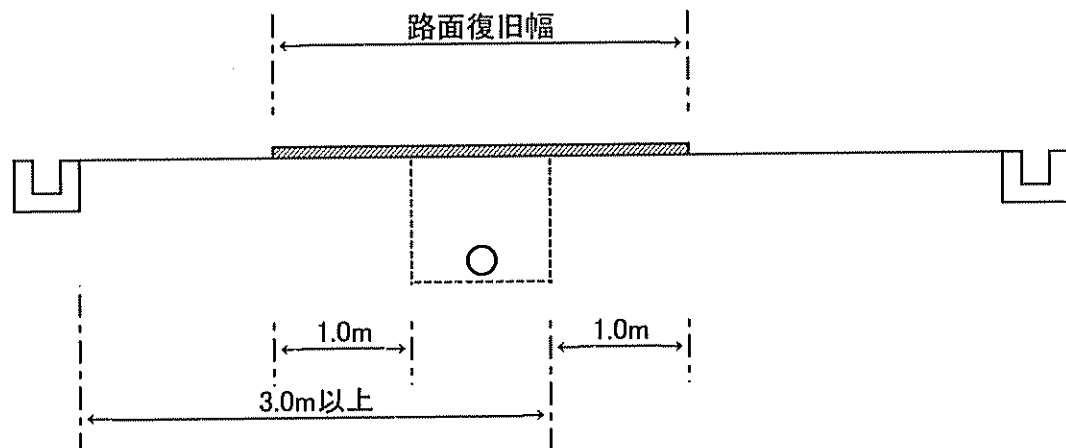


図 5 区画線等復旧(2車線以下)

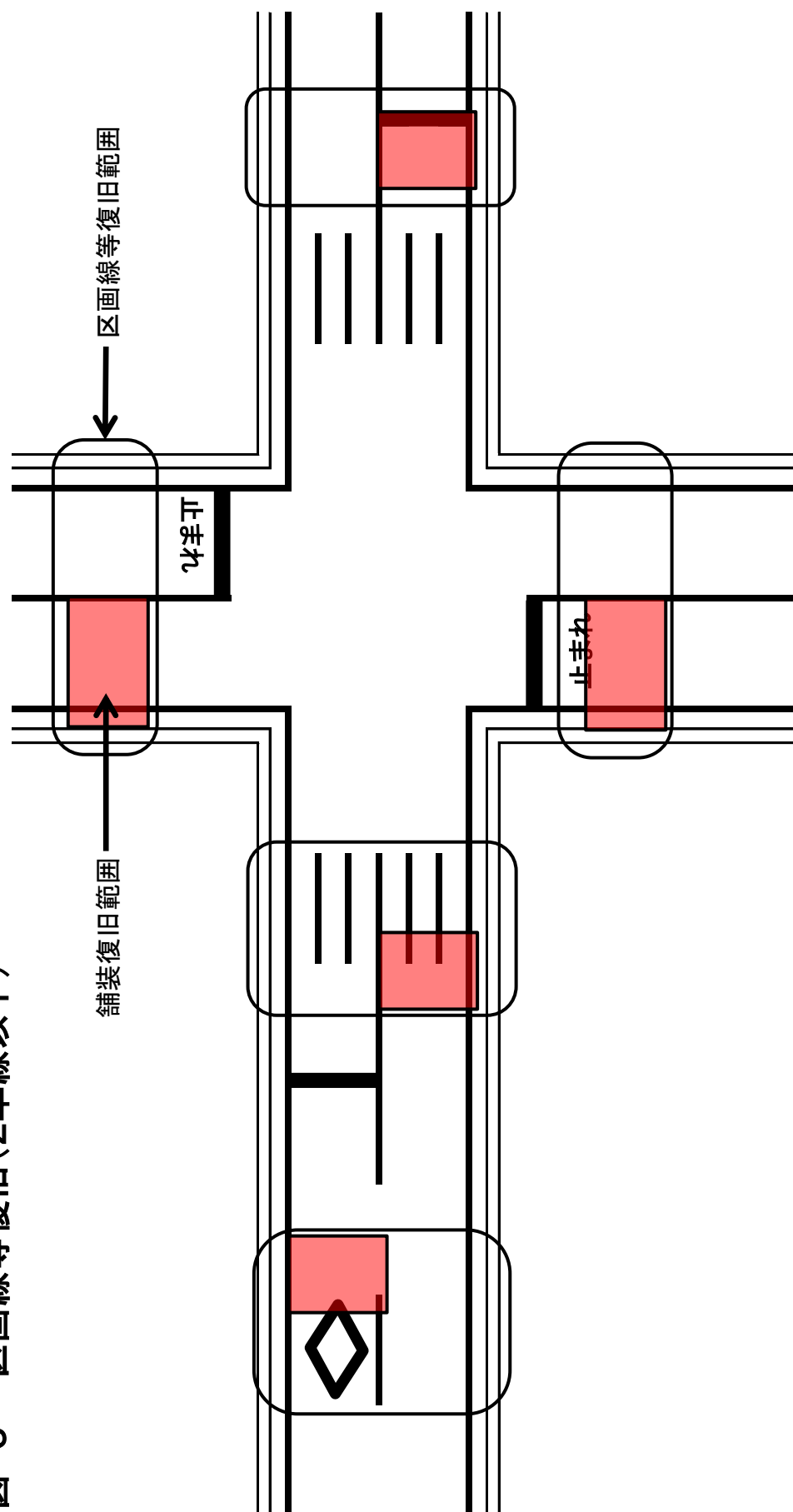
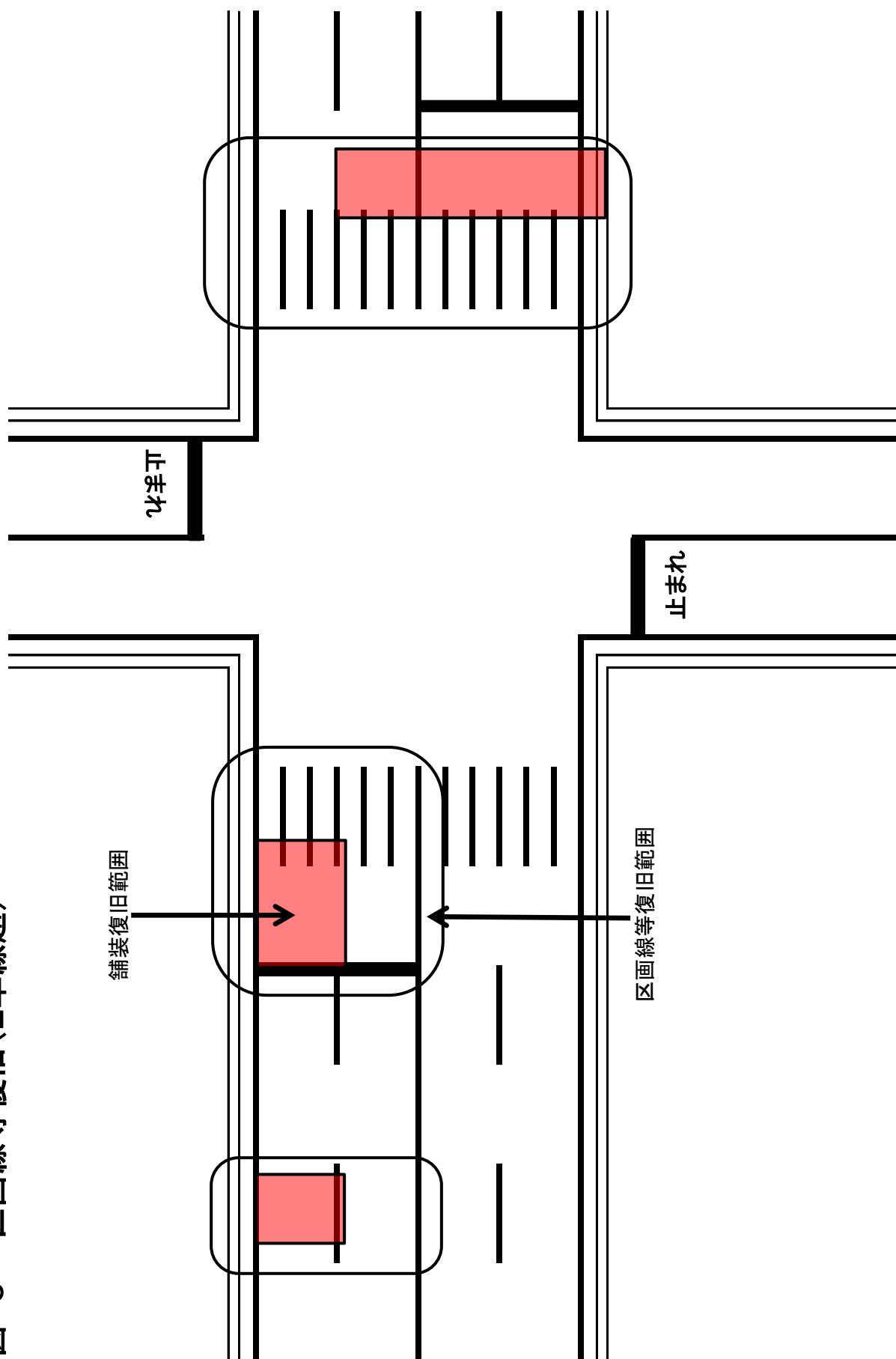
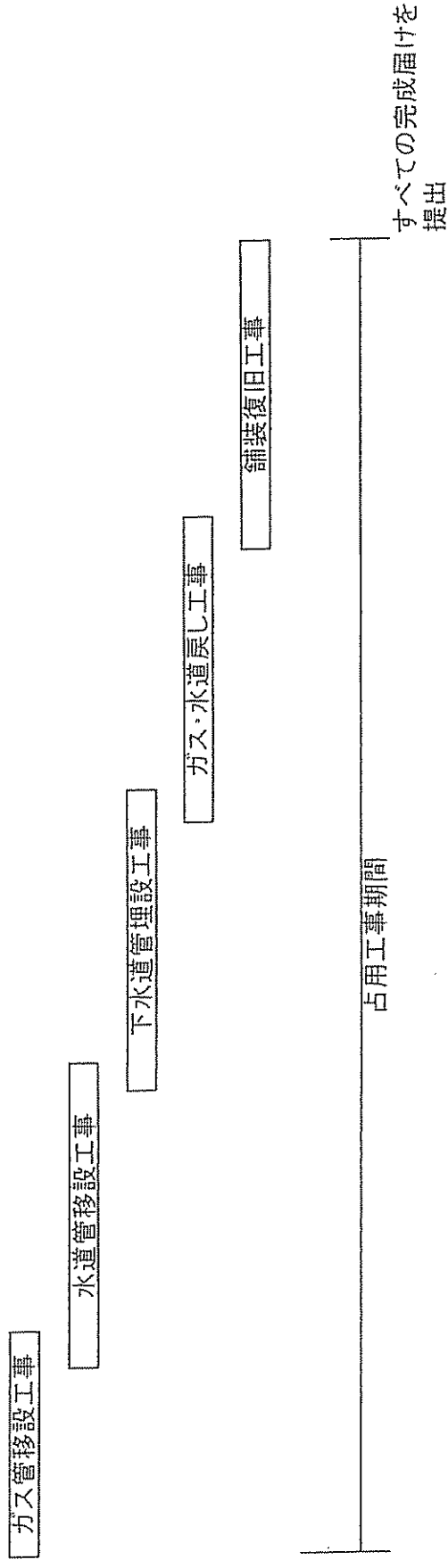


図 6 区画線等復旧(2車線超)

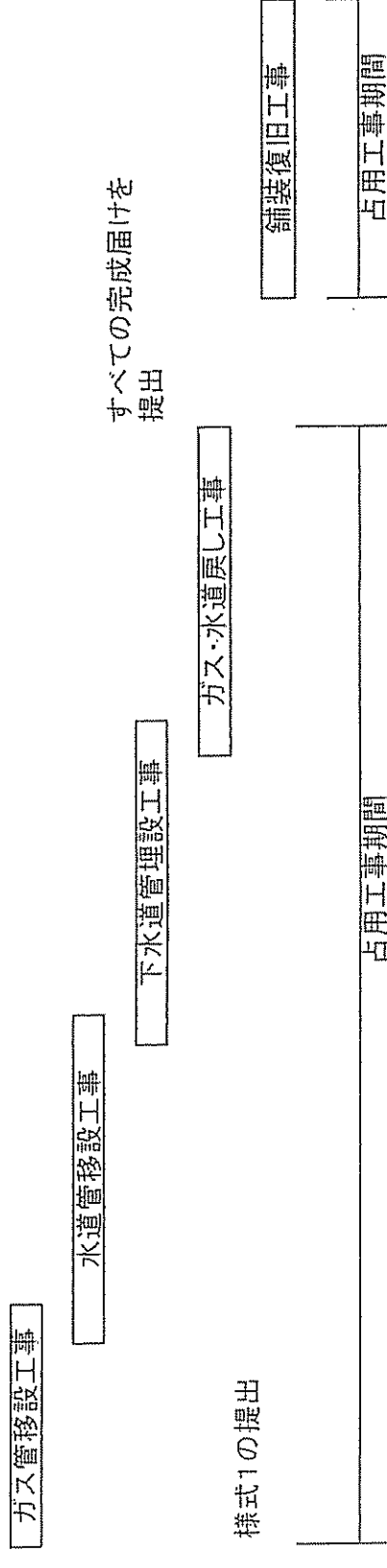


下水道工事等の関連工事がある場合のイメージ図

一般的な場合



舗装復旧工事が遅れる場合



様式1の提出

特殊な場合（工程調整がとれない場合）

ガス管移設工事

すべての
完成届け

水道管移設

様式1の提出

下水道管理設工事

すべての
完成届け

ガス・水道戻し工事

完成届け

舗装復旧工事

占用工事期間

占用工事期間

占用工事期間

- ※1 一般事項第3第11号により各占有者において工程調整し、常に現場の安全管理を行うこと。
また、一連の占用工事期間中は、各占有者は連携し事故防止に努めなければならない。
- ※2 やむを得ず、工程調整ができない場合は、様式1について各占有者が協議し、代表者より提出すること。
ただし、代表者のみが提出することが適当でない場合は、各占有者が提出すること。
- ※3 当該占用工事と占用工事の間隔は、できる限り短くすること。目安として3箇月程度とし、占有者及び道路管理者の協力のもと安全管理に努めるものとする。
- ※4 占用申請は、各占有者が提出することが原則であるが、各占有者が協議し一括申請でも受理する。
- ※5 工事期間中においては、現に工事しているものが主となって現場全体の安全管理に努めること。

平成18年8月14日

道路占用に伴う路面復旧基準及び道路瑕疵の取り扱いについて
(建設部建設管理課)

- ◎ 管理引き継ぎについては、平成18年3月6日施工の津市道路路面復旧基準による本復旧完了後に、道路管理者が管理引き継ぎをする。

しかし、予算確保や工期調整等によって工事期間が空白になる期間については、占用者において二次復旧を行い、また本復旧完了後までの道路パトロール等の維持管理及び苦情等の対応についても、占用者において行うこと。

なお、道路瑕疵等による道路保険の使用は可能とするが、全ての対応については占用者において行うこと。

- ◎ 工事が年度末等にまたぐ場合や、他の占用者等の工事完了まで相当な期間を必要とする場合、道路管理者として安全でかつ円滑な交通の確保を図るため、オーバーレイでの仮復旧完了後に管理引き継ぎをする。

参 考

- | | |
|---------|--|
| ★ 相当な期間 | 「他の占用者等の工事完了まで相当な期間を必要とする場合」とは、工事完了後から次の工事着手までの期間が、一年以上想定される場合とする。 |
| ★ 二次復旧 | 二次復旧と二次復旧によりがたい場合のオーバーレイによる路面仮復旧とは、次の工事着手までに相当な期間を必要とする場合には、路面復旧基準により二次復旧の施工を行い完了とするが、当施工場所が市街地で車両や歩行者の通行が頻繁であり、より安全な交通の確保が必要な地域については、道路管理者との協議のもとにオーバーレイの仮復旧施工も可能とする。 |